

## 犯罪被害当事者の視点 —— 被害者の権利実現とは何か —

全国犯罪被害者会（あすの会） 代表幹事 林 良平

### はじめに

全国犯罪被害者会（通称：あすの会）が誕生したのは、2000年（平成12年）1月23日の事でした。設立の目的は、被害者の訴訟参加制度確立と経済的補償制度の確立の2つ。以来、「ヨーロッパ調査」「全国街頭署名活動」「小泉首相との面談」「地方自治法99条に基づく陳情活動」等、様々な活動を行い、2004年12月1日 犯罪被害者等基本法が成立しました。2005年12月27日 犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、2008年12月1日、刑事裁判に被害者が参加できる法律が制定されました。

刑事司法において被害者の権利が確立した瞬間です。

これらは、岡村勲前代表の強い信念に私達が支えられ、我々会員もそれぞれが支え合い、また「あすの会を支援するフォーラム」「あすの会顧問弁護団」に支えられ、この10年を歩んできたからです。それゆえこの権利は確立しました。

本年1月23日、岡村代表が退任され、小生がその後任となりました。岡村前代表とあすの会の活動及びその業績を社会に伝えてゆく事は、大きな役割の一つです。

一方、現在、経済的に困窮する被害者の救済は喫緊の課題ですが不充分です。何故このような状態が放置されているのか当事者の目から述べさせて頂きます。

### 1999年10月31日（日）

朝10時。東京駅から皇居方向に徒歩数分。岡村綜合法律事務所に入るビルの前で、「凄いところだなア…」と仰ぎ見ていると、待ち合わせした4人のメンバーが集まり、ビルの10階にある広々とした事務所の一室で岡村先生と初めて顔を合わせました。

長い沈黙の後、それぞれが自らの被害体験を語り始めました。

「外出先から帰ってくると、妻が玄関先に倒れて、夜露に打たれていたのです。」

「警察が来てからすぐに妻とは引き離され蚊帳の外に置かれてしまいました。」

という岡村先生の自己紹介から始まった語らいは、夕方4時頃まで、それこそ、あつという間に過ぎました。最後には、「何かやろう」「社会に訴えて制度を変えよう」「シンポをやろう」という話にまで進展しました。このあと、電話やFAXでの連絡や、東京で何回も準備会を行い話を進めました。その結果、翌年の1月23日にシンポジウムと被害者の会の設立大会を行う事になりました。あの頃の気分の高揚は今もって私の宝です。

しかし義父が大会2日前他界したため私は大会に出席できませんでした。我が娘が殺人未遂事件被害者になり、犯人も捕まらない中、その無念さはひとしおだったと思います。実家の鹿児島で葬儀を行いました。岡村先生が送って下さった花輪が妻の母や、兄弟にも

勇気を与えてくれました。皆で大会の成功を願いました。

私の妻は看護師で、阪神大震災の8日後の1995年1月25日、病院の勤務を終え横断歩道で信号待ちをしていた時、右腰を出刃包丁で根元まで突き刺されました。勤務先の外科の医師の身代わりになったのです。女性を背後から凶器で刺した卑怯者は逃走しました。

事件の後、医療費をなぜ被害者が負担しなければならないのか、国の救済策はないのか等を被害者支援ネットワークに相談の電話をしましたが、たらい回しにされた挙句、何の解決法も示してくれませんでした。

「こんな組織、お話しにならない。自分で立ち上がりねば。」そう決意し、

1998年「被害者の権利を確立する当事者の会」を立ち上げました。機関紙「クライシス」を4回発行しました。その経緯の中で岡村先生と連絡が取れ、前述した99年10月31日の出会いに繋がったのです。

2007年6月被害者参加制度が成立したので岡村先生とも相談し、2009年1月、妻の事件に私の懸賞金を懸けたのは時効成立1年前のことでした。

2010年1月早々、「2年前事件を起こした男の指紋と、妻を刺した男の指紋が一致した」という連絡がありました。妻は警察から示された男の顔写真への記憶が定かでなく、警察は公開指名手配を諦め1月25日、時効が成立しました。この年、4月27日には時効制度が撤廃されたのですが、その僅か2ヶ月後、東京浅草でイザコザを起こした男の指紋が一致し、犯人が見つかったのですが、時効による不起訴処分となりました。悔しいです。

現在この犯人に民事訴訟を起こしていますが、時効は不合理で理不尽な制度です。

また、会員の中には公判前整理手続きに被害者が参加できないという理不尽に憤っている人もおり、刑事司法の中にも解決しなければならない課題が数多く残されています。

### あすの会 組織

岡村先生の発想のスケールと行動の早さ、人脈のすごさには驚嘆するのみでした。こんな凄い方と被害者という共通項だけで無遠慮にお話しさせていただいたあの頃を思い返すと赤面するばかりです。

あすの会は、「犯罪被害当事者」と「あすの会を支援するフォーラム」「あすの会顧問弁護団」という2つの組織の支えでここまで歩んできました。

#### 【被害当事者】

裁判が「何時」「何処で」行われるのか、「量刑がどうなったのか」、「犯人は何処の刑務所に入ったのか」、「何時出所するのか」さえ教えてもらえた時代の無念の犯罪被害者たちや、経済的支援を求める被害者たちが多く参加しています。

#### 【あすの会を支援するフォーラム】 一物心両面の支援

2000年9月21日「あすの会を支援するフォーラム」結成集会が東京・如水会館スタートホールで行われました。石原都知事、経団連会長の奥田碩氏、アサヒビールの樋口廣太郎社長、作家の瀬戸内寂聴氏が代表発起人となって、あすの会を物心両面から応

援して下さいました。高橋宏氏（現首都大学東京理事長）が事務局長となり奔走して下さったそうです。トヨタ自動車出身の奥田会長が、東名高速事故被害者の井上さん夫妻の事件に触れ「我々は車という凶器を作っている事を意識し、事故を起こさない車作りに全力を尽くさねばならない」と決意を述べられたことも印象に残りました。

#### 【あすの会顧問弁護団】 一法律家たちの支援

岡村先生は法曹関係の人達から成る「研究会」をも立ち上げられました。ドイツ・フランスにおける被害者の権利はどうなっているのだろうと、事前に何回もの勉強会を重ねた上で、2002年9月渡欧され、「ヨーロッパ調査報告書」を上梓されました。

その後も「被害者参加制度案要綱」「被害者補償制度案要綱」等、被害者の権利に関する法案等が作成されました。

現在もあすの会が提案する「新しい被害者補償制度」実現の為、尽力されています。

#### あすの会の活動

##### 【全国署名活動】

2002年12月8日の第4回大会で「日本でも被害者参加ができる制度を」との決議が採択され、全国署名活動を実施することを決議しました。

署名のあて先は司法制度改革推進本部長であった小泉首相宛。

- 1、 犯罪被害者のための刑事司法を実現してください
- 2、 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設して下さい（訴訟参加）
- 3、 犯罪被害者が刑事裁判の中で、民事上の損害回復ができる制度を創設して下さい  
(付帯私訴)

私たち被害者当事者も全国47都道府県の主要地で街頭署名を行いました。事前にたくさんの署名を集めて署名場所を持ってきて下さったり、逆に一生懸命一時間ほど説明したのに、「署名なんて何の役にも立たないんだよ」と署名を断られたり、経費節約の「5本で100円のボールペン」は冬の寒さの中ではインクが出なかったり、ある所では「あしながら育英基金」の募金活動と鉢合わせし話を聞いたら、犯罪被害者の遭難は支給対象外だという事が分かったり、岡村先生の故郷・高知県では熱烈な応援があつたり、と悲喜交々の体験をしました。

街頭署名活動は全国でメディアが大きく取り上げて下さいました。メディアも被害者の権利が無視されている事実の重要性に気づいてくれたからだと思います。

私たちは、自分たちの為だけに訴えていたのではありません。いつどこで犯罪の被害者になるかわからないのです。被害者になってから初めて権利がないことを知っても遅いのです。このことが認知されたからだと思います。

全国被害者支援ネットワークにも協力をお願いしましたが断られました。

##### 【小泉首相との面会】 2003年7月8日

署名が40万筆近くになった7月、首相官邸で小泉首相との面談が実現しました。

岡村先生が被害者の現状と権利が全く無視されている事を説明され、宮園幹事、本村幹事、そして私、とそれぞれが事件紹介と悔しさを述べました。

首相は、「そんなにひどいのか」と絶句されました。そして、「政府として検討する」「自民党としても検討する」と言ってくださいました。それが基本法成立への道筋をつけた「鶴の一声」となりました。官邸応接室の出口で男4人、ただただ、「良かった。良かった」と、肩を震わせ涙したのを今も思い出します。

その後すぐに、上川陽子議員があすの会で聞き取り調査をされ、その悲惨さに言葉もなくなり、その後、多くの国会議員の方々が被害者の権利確立のため真剣に取り組んで下さったと、幹事会で岡村先生は報告されました。

#### 【地方自治法99条に基づく陳情・請願活動】 2004年3月3日から

大阪府堺市議会は山口典子議員を中心となり、地方自治法99条に基づく意見書を国に提出した。この情報を聞き、あすの会はこの陳情・請願を全国展開することにしました。

しかし、これはまた、土日を利用した街頭署名活動とは違う困難もありました。

陳情・請願活動は地方自治体の議会が開かれている平日に動かなければなりません。しかも被害者問題をほとんど存知ない議員さん達の所属する各会派全てに、その目的を説明しなければなりませんでした。日に何回も、苦しみ悲しみを訴える作業はとてもつらいものでした。しかし、真剣に耳を傾けて下さり、「そんな!信じられない!大変なことだ」と議決して下さり、110を超える意見書が国に送られました。これらは、犯罪被害者等基本法が議員立法として成立する大きな支援となったことを後で知りました。

#### 犯罪被害者等基本法の成立 衆議院：賛成多数。 参議院：反対1 賛成232

以下は、当日、記者会見したあすの会の「声明文」です。

「本日、犯罪被害者等基本法が成立した。わが国の犯罪被害者等は、何の権利も認められず、十分な支援もなく、好奇と偏見の目にさらされて生きてきた。犯罪被害者等基本法は、これらの反省の上に立って、犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、それにふさわしい待遇を保障される権利を有することを明確にし、犯罪被害者等の権利利益を図ることを目的としている。私たちは、かねてからこの犯罪被害者等基本法は、被害者等を支援するための支援法であってはならず、犯罪被害者等の権利を実現する権利法でなければならないと主張してきたが、本日成立の法律はまさにそれであって、犯罪被害者等が権利の主体として、わが国で初めて認知されたのである。

基本的施策は、私たちが全国署名活動して要望した訴訟参加、付帯私訴制度の実現にも道を開くなど、かなり詳細に定められているが、ただ、私たちが強く求めた「公の秩序維持のための刑事司法」から「犯罪被害者等のための刑事司法」への転換について触れられていないのは残念である。基本計画の策定はこれからであり、犯罪被害者等の権利はやっとスタートラインに立ったに過ぎない。この法律が、今日も明日も発生する犯罪被害者等の

ために、真に機能するよう、われわれはさらに運動を続けていく所存である。  
この立法のために精力的にご努力くださった国会議員の方々ならびに署名運動にご協力くださった 55 万 7215 人の方々に心から感謝申し上げる次第である。

2004 年 12 月 1 日 あすの会 代表幹事 岡村 勲

#### 民間団体の援助に関する検討会の構成員になって

基本計画が閣議決定され、基本計画推進会議の下に三つの検討会が置かれ、私は「民間団体の援助に関する検討会」の構成員に任命されました。今でもあの当時を思い出すと口の中がざらつきます。

犯罪被害者の権利実現とは、法治国家たる日本では、「法制定」と、「行政による法の執行」です。あすの会は地方自治体での相談受付で適切な支援の行政措置がなされる事を望んできました。責任が明確でない民間支援団体が、被害者からの電話相談を受けたり、裁判所等へ付き添いをしたり、早期援助団体であれば解決できるレベルの話ではないのです。

検討会では、これ以上タオルを絞っても出てこないという警察庁の意見を受け「自治体の首長部局からネットワークと傘下団体に予算措置がなされること」が決まりました。

一方、地方自治体は今年 4 月になても市町村区レベルで 80 しか支援条例を制定していません。基本法には地方自治体の責務が謳ってあるのに、遅々として進んでいないのです。

「民間団体に予算措置を行うことが被害者支援になるという錯覚」が国や自治体に生じていると考えざるを得ません。

「衣食足りて礼節を知る」という故事があります。「衣食足りて」を「被害者の権利が確立して」と言い替え、「礼節を知る」を「総合的な被害者支援ができる」と置き換えれば、私たちの望む支援のあり方がご理解いただけると思います。

そもそも首長部局の被害者支援は未だ確立していません。それを実現する事が根幹です。それが実現して初めて全国で均一の公平な責任ある総合的被害者支援を受ける事が出来るようになります。これを権利確立と私たちは言います。そしてこの後、民間支援のあり様が自然と姿を見せてくるはずです。

このような手順で事が進まない限り、結局、憂き目をみるのは犯罪被害者です。

100 年後も 200 年後も犯罪は起こります。過去からこれまで犯罪のない時はなかったのですから。国や自治体が先頭に立つ被害者支援が確立されることを心から願うのみです。

#### なぜでしょうか

2008 年 7 月 1 日支援法が施行されましたが、施行以前の被害者には遡及しません。目の前に、現実に困窮者がいるのに既存の支援団体はどこも異を唱えてくれません。被害者の医療費自己負担も 2000 年まで放置されていました。被害者支援を標榜するならば、これらを解消する活動が早期にあってしかるべきでした。それもなかった。私の妻の後遺障害は重く、これまで多額の医療費を自己負担してきました。

妻の収入はなくなり、預貯金を使い果たし借金生活です。エンゲル係数なる経済用語がありますが、エンゲルならぬ「ヴィクトゥム係数」という造語を仮定しますと、それがとても高いままこの 17 年間過ごしてきました。それで、昨年 1 月、過去の被害者を救済する「犯罪被害救援基金」に申請をしました。しかし、今年 3 月 22 日付けで「審議を経て検討した結果、支給しないことといたしましたので通知します」という郵便物が届きました。救援基金の、年間 2000 万円の予算で何人の被害者を救えるのでしょうか。こんな算数すら、どこの誰も指摘してくれません。被害者の生きる権利など眼中にないのでしょうか。

あすの会は今年の第 11 回大会で、設立目的である経済的補償に関し、「新しい被害者補償制度」を提案しました。それは、見舞いとしての一時金性格のものではなく、年金制度と医療費や介護費用等の現物給付を盛り込んでいます。また、現在困窮している過去の被害者への補償も含めています。被害者支援にはこういう公的な経済的支援制度が必須です。

しかし、被害当事者団体がなぜ未だに、こんな提案をしなければならないのでしょうか。

#### さいごに

犯罪被害者問題に関し、マスコミも数多くの報道をして下さるようになりました。今年 2 月 24 日放送の「クローズアップ現代」は岡村前代表の鬼気迫る熱意を見事に描いてくれました。また、但木敬一元検事総長の被害者参加制度成立に関し述べられた、「我々は抽象的な思い込みをしていたんじゃないかなろうか」という言葉は意義深く、歴史に残るべきものだと思いました。

観念は、事の本質を見抜けぬようになり真の解決をもたらしません。私たちは法による権利確立を求めてきました。被害者の刑事司法への参加はそれを達成しましたが、経済的補償問題等も同様に達成されるべきで、さらなる充実が必要です。「犯罪被害者等基本法は被害者のための権利法であり、支援するための支援法ではない」  
2004 年 12 月 1 日の、あすの会の声明文は私たちの心からの叫びです。  
この 30 年誌が、被害者の権利について改めて考え方直す機会になることを期待します。